



2026年7月1日

各位

株式会社北洋銀行

金銭信託2商品の取扱開始について ～認知症へのご心配や生前贈与のお悩みにお応えします～

北洋銀行(頭取 津山 博恒)は、個人のお客さまの金融資産の管理や円滑な承継および生前贈与のニーズにお応えするため、金銭信託2商品の取扱いを開始しましたのでお知らせします。

長寿化の進展とともに個人のお客さまの認知症や介護状態になった場合の金融資産の管理や万一の際の資産承継などについて、「家族や親族などに迷惑や手間をかけたくない」というニーズがますます高まっています。また、ご自身の資産を承継するにあたり相続だけでなく生前贈与を活用したいというニーズもございます。

当行はこれまで、信託代理店・業務提携方式により他の信託銀行や信託会社等の商品を通じた相続・信託関連サービスを提供してまいりましたが、このたびの信託兼営認可を受けて、これらのニーズにお応えする商品を開発して取扱いを開始することといたしました。

当行は今後とも、お客さまの多様化する相続・信託関連ニーズに幅広くお応えしていくため、より良い商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 金銭信託2商品の概要

商品名	ほくよう遺言代用信託(代理出金特約付)		ほくよう暦年贈与型信託 (遺言代用特約付)
	のこすプラン	つかえるプラン	
ご利用いただける方	個人のお客さま(未成年の方、非居住者を除く。お一人各1契約)		
信託期間	5年以上30年以内(1年単位)		
信託金額	100万円以上 (1万円単位)	300万円以上 (1万円単位)	500万円以上 (1万円単位)
契約時手数料(税込)	契約・追加金額の1.65%	契約・追加金額の2.2%	契約・追加金額の2.2%
管理手数料(税込)	なし	年間3,300円(代理開始後)	年間3,300円
信託報酬(運用報酬)	毎年3月末日に運用収益から一定の金額をいただきます		

2. 取扱店舗

東京支店・千歳空港出張所・札幌医大病院出張所・ほっくーTouch イオンモール札幌平岡を除く全店

以上

(参考)

金銭信託の内容

1. ほくよう遺言代用信託(代理出金特約付)

(1) 商品概要

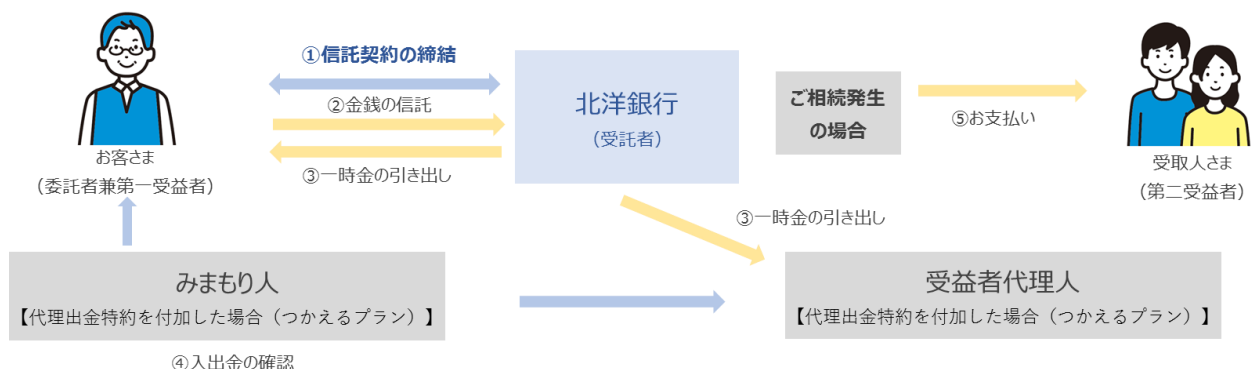
① 「のこすプラン」

万一お客さまに相続が発生した際にそなえて、あらかじめ受取人さまをご指定いただくことにより、受取人さまが煩雑な相続手続きを経ることなく、当行が受託者として管理している信託財産を一括でお渡しする商品です。

② 「つかえるプラン」

「のこすプラン」の受取人さまへお渡しする機能に加えて、お客さまの認知症や介護状態等にそなえて、代理出金特約を付けた場合は、あらかじめご家族等を受益者代理人としてご指定いただくことにより、お客さまが銀行に行けなくなっても医療費や介護費などのお客さまのためにお使いになる資金を受益者代理人がお客さまに代わってお引出しいただけます。

(仕組み)



(2) 特徴

① 「のこすプラン」

- あらかじめご指定いただいた受取人さまに金銭を遺すことができます。
- 簡単な手続きで、速やかに金銭をお受け取りいただけます。

② 「つかえるプラン」(「のこすプラン」に加えて)

- お客さまが認知症や要介護等になった時は、あらかじめご指定されたご家族等(受益者代理人)による一時金の引出しができます。(お客さまの医療費や介護費用等に限定されます)
- 入出金の内容を確認するみまもり人を設定することが可能です。(ご家族間で資金管理の内容を共有できます)

(3) 想定されるお悩み

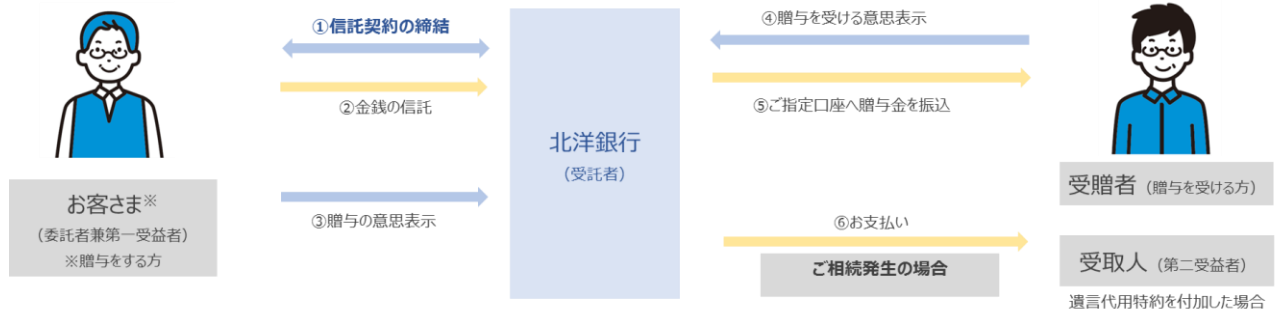
- ① 万一のときに葬儀費用などすぐに使える資金を家族に用意したい
- ② 認知症や介護状態などで自分が銀行に行けなくなっても、自分のために家族が立て替えるなどで迷惑をかけたくない
- ③ 自分の代わりに手続きしてくれる家族が、ほかの家族に気がねなく管理してほしい。

2. ほくよう暦年贈与型信託(遺言代用特約付)

(1) 商品概要

当行が贈与される方(お客さま)の信託財産を管理して、贈与を受ける方に、信託財産から贈与することができる商品です。

(仕組み)



(2) 特徴

- ① 毎年、当行が贈与のご意向をお伺いしますので、贈与の機会を忘れることはありません。
- ② 複数の方に贈与する場合でも、贈与の記録が残るので安心です
- ③ 贈与する方のご指定どおりの贈与手続きを当行がお手伝いし、贈与契約書の作成や資金の振込等の面倒なお手続きは不要です。
- ④ 特約を付けた場合は、万一お客さまに相続が発生した際に、贈与しきれなかった財産をあらかじめご指定いただいた受取人さまに、お渡しすることができます。

(3) 想定されるお悩み

- ① 今のうちから少しずつ生前贈与を行いたいが、手続きが面倒だ
- ② 子どもや孫など渡したい人はたくさんいるが、誰に、いつ、いくら贈与したのか管理が大変そうだ